

オレンジテニスクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、「オレンジテニスクラブ」と称し、本拠を代表宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、ソフトテニスを楽しみ、会員相互の親睦を深めつつ、明るく、楽しく、生涯スポーツとして、ソフトテニスの振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 ソフトテニスの基礎知識、技能を習得した者。並びに習得を目指している者で、本会の目的に賛同するソフトテニス愛好者を会員とする。

(活動)

第4条 本会は目的を達成する為に、次の活動を行う。

- (1) 練習会（合宿を含む）・親睦会・レクリエーションを適宜行う。
- (2) 各大会には、積極的に参加する。
- (3) 本会主催大会（オレンジ杯ソフトテニス大会）を毎年1回行う。
- (4) 本会内部大会（オレンジチャンピオン大会）を年2回行う。
- (5) 毎月、「オレンジテニスクラブ会報」を発行する。

(入会・退会)

第5条 入会・退会を希望する者は「オレンジテニスクラブ細則」に則り手続きを行う。

(処分)

第6条 目的に反し、会の運営を妨げる行為を行った者、又は、反社会的行為があると代表が判断した場合には、退会処分とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|----|---------------|
| (1) 代表 | 1名 | |
| (2) 副代表 | 2名 | |
| (3) 運営委員 | | ① 会計 1名 |
| | | ② 計画係 若干名 |
| | | ③ 実行係 若干名 |
| | | ④ 総務係 若干名 |
| | | ⑤ 班長（副班長） 若干名 |

(役員を選任)

第8条 役員は、会員の中から選考し、総会で選任する。

(役員の方務)

第9条 役員の方務を次の通り定める。

- (1) 代表は、代表責任者として会を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその方務を代行する。
また、会計監査を行う。
- (3) 会計は、財産の管理会計事務を担当する。
- (4) 運営委員 ① 計画係は、コートの確保、練習計画、ボールの管理、親睦会開催、出席者記録を行う。
② 実行係は、練習方法の決定実行、大会参加の手続きと結果記録、日本ソフトテニス連盟及び、静岡県ソフトテニス連盟への会員登録手続きを行う。
③ 総務係は、毎月会報の発行、総会資料作成、議事録作成、入退会手続き(名簿含む)、慶弔、表彰、スポーツ保険加入手続きを行う。
④ 班長及び副班長は、会員に連絡事項等周知徹底する。

- (役員の任期)
第10条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会議)
第11条 会議は、総会及び役員会とする。
2. 総会は、毎年4月に開催し、議決権を有する会員3分の2以上の出席により成立する。
3. 役員会は、毎年3月に開催し、3分の2以上の出席により成立する。
なお、代表が必要と認めた時は随時開催する。
- (会議の招集)
第12条 会議の招集は、代表が行う。
- (会議の議長)
第13条 会議の議長は、総務係の中から選出する。
- (会議の委任状)
第14条 やむを得ない事情により会議に出席できない会員は、委任の意思を伝えることで議決に参加することができ、出席したものとみなす。
- (会議の議決)
第15条 会議の議決は、議決権を有する出席者の多数決による。
2. 学生は議決権がない。
- (会議の議事録)
第16条 会議の議事録を作成し、代表並びに議長は、サインをする。
- (総会)
第17条 総会は、次の事項を議決する。
(1) 活動計画及び収支予算
(2) 活動報告及び収支決算
(3) 会則、細則の改正
(4) 役員の選任
(5) その他代表が必要と認める事項
- (役員会)
第18条 役員会は、次の事項を議決する。
(1) 総会に付すべき事項
(2) その他会務の執行に関する事項
- (経費)
第19条 本会の経費は、会費、入会金、大会参加料、その他の収入をもって、これに充てる。
- (会計年度)
第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (帳簿の保存)
第21条 会員名簿、役員名簿、会議議事録、財産目録等その他必要な書類を備えておく。
- (細則)
第22条 本会の活動上必要な事項は「オレンジテニスクラブ細則」に定める。
- 附則 この会則は 昭和49年7月11日から施行する。
この会則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
この会則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

オレンジテニスクラブ細則

1・入会・退会・入会金・年会費

- (1) 入会手続き
入会を希望する者は入会申込書、入会金、年会費、会員登録金（希望者）、
あおいカードの情報を添えて提出する。
- (2) 入会金は、1,000円とする。再入会は、入会金を不要とする。
- (3) 年会費は、12,000円とし、総会までに前納する。
学生（中学、高校、専門学校、短大、大学）は、半額とする。
- (4) 年度途中入会の場合は、月割りで残月数分前納する。
- (5) 退会を希望する者は、班長を通じて申し出る。
- (6) 中途退会者には会費の返却はしない。
- (7) クラブ活動等でソフトテニス部に所属している中学生・高校生は入会を許可しない。

(H28/6改正)

2・慶弔

会員に入院・結婚・出産・家族内死亡（1親等まで・配偶者）が発生した場合は、班長又は総務係へ申し出る。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 見舞金（3日程度の入院） | 5,000円 |
| (2) 祝金（結婚・出産） | 10,000円 |
| (3) 香典（会員） | 10,000円 |
| (4) 香典（1親等・配偶者） | 5,000円 |

3・表彰

- (1) 年間を通じて本会に最も貢献した者を表彰する。
- (2) 年間を通じて練習会最多出席者、1位から3位までを表彰する。
- (3) 前項の選定は、代表、副代表が協議し決定する。

4・補助金

1大会300円（H29改正）

- (1) 大会参加料は、クラブ側負担を1大会500円とし、残額は個人負担とする。（H28改正）
但し、学生（中学、高校、専門学校、短大、大学）は全額個人負担とする。（H28/6改正）

~~(1) 大会参加料個人負担を1回700円とし残額を会費で補助する。（H26改正）~~

- (2) 合宿補助金は、1回1名あたり3,000円を限度とする。（H28改正復活）

- (3) その他の行事に対する補助金は、1回1名あたり1,000円を限度とする。

~~(4) 会員登録金の一部を補助する。（H26改正）~~

(H28改正復活)

- (5) 家族会員は、年会費は免除、大会参加費及び登録は実費とする。

附則 この細則は、平成24年4月1日から適用する。
この細則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
この細則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
この細則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
この細則の改正は、平成28年6月27日から施行する。
この細則の改正は、平成29年4月1日から施行する。